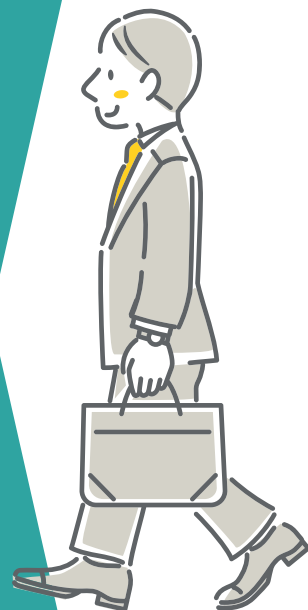


北九州市
市内中小企業向け

パパ育休

第一号サポート

奨励金



■ 交付申請期間 | 令和7年6月20日(金)～令和8年2月20日(金)

■ 育休対象期間 | 令和7年4月 1日(火)～令和8年2月27日(金)

交付金の活用例

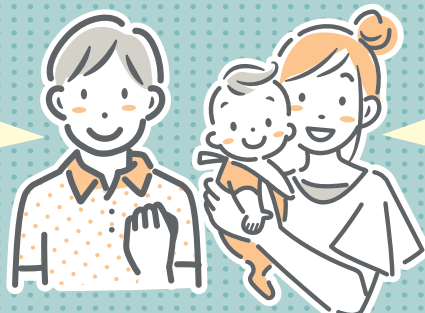
- 育休を取得する人の業務代替者への手当に!
- 育休を取得する人の代替雇用の一部資金に!

1事業者
1回まで

20万円
交付!

初めてのパパ育休を、あなたの
職場から始めてみませんか?

育休のおかげで
家族との距離も
職場への信頼も
さらに深まったと
感じています。



子どもが生まれ
たばかりの不安
な時期に、一緒
に育児ができて
本当に心強かつ
たです!

社員の人生を丸ごと応援
できる会社でありたい。
この奨励金が、一歩踏
み出すきっかけを与え
てくれました。



お問い合わせ

北九州市政策局 WomanWill 推進室 ☎ 093-582-2209

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号(市役所8F) ✉ seisaku-womanwill@city.kitakyushu.lg.jp

申請要項及び申請様式はこちらからダウンロードしてください。



パパ育休第一号サポート奨励金 概要



Check! 交付の要件

交付対象となる事業者

中小企業等強化経営法第2条等に定める中小企業及び個人事業主で、対象となる労働者を雇用している者

☐ 中小企業の場合

登記されている本店（または主たる事務所）の所在地が本市の区域内である企業

☐ 個人事業主の場合

本市の住民基本台帳に記録されている方、または本市の区域内に事務所を所有・賃借し、当該事務所で事業を行っている方

対象となる男性労働者

☐ 市内の事業所に勤務し、育児休業取得前に1か月間の雇用があること

☐ 令和7年4月1日以降に、連続5日以上（勤務を要しない日を除く）の育児休業を取得

☐ 育児休業終了後、もとの職場（仕事内容）に復帰し、1か月の雇用があること

☐ 交付対象事業者において、初めての男性の育児休業取得者



交付までの流れ

交付申請

男性労働者が育児休業の取得を開始する前に「交付申請書」を提出。

男性労働者が連続5日以上の子育休を取得

取得以前に1か月の雇用がある男性労働者が、勤務を要しない日を除いて連続5日以上の子育休を取得。

実績報告

育児休業を取得した男性労働者が職場復帰後1か月を経過した日の翌日から20日以内、または令和8年3月31日のいずれか早い日までに「実績報告書」を提出。

交付確定・奨励金交付

必要事項を審査し、交付確定通知を送付後1か月程度で指定口座へ一括振込いたします。また、奨励金の活用事例として、企業名等をホームページ等で紹介させていただきます。



奨励金だけじゃない！
男性育休取得の企業側のメリット

- 企業のイメージアップにつながる！ ●職場風土の改善に役立つ
- 従業員の満足度が向上！ ●離職率低下や人材確保の一助にも